平成２２年（フ）第３５１４号
福岡県春日市塚原台３丁目46番地５
債務者　森　　美雄
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３５１５号
福岡県春日市塚原台３丁目46番地５
債務者　森　　洋子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３５１６号
福岡県大野城市若草３丁目22番19号　セジュール塚原210号
債務者　森　　雅和
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２１号
福岡市南区若久２丁目33番11号
債務者　神之浦憲紀（旧姓西垣）
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２２号
福岡市早良区次郎丸３丁目30番６―403号
債務者　栗原千代香
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６３号
福岡県春日市春日原東町３丁目60番地ニューハイツ山下101号
債務者　藤野　　薫
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６８号
福岡市中央区平尾４丁目１番３号
債務者　富永　郁子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９１号
福岡市博多区奈良屋町９番11号
債務者　樋泉　公信
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３４９号
福岡市博多区板付３丁目７番404号
債務者　横山　菊枝
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３７７号
福岡市西区壱岐団地57番301号
債務者　木下　　誠
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３９０号
福岡市南区桧原６丁目６番17号
債務者　東谷　義則
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３９１号
福岡市南区桧原６丁目６番17号
債務者　東谷　　舞
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４０７号
福岡市東区美和台６丁目13番６号
債務者　中野　和之
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４０８号
福岡市東区美和台６丁目13番６号
債務者　中野かおり
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４３１号
福岡県春日市上白水10丁目12番地レクエルド・カーサＢ棟201号
債務者　江崎　茂廣
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４６７号
福岡県糟屋郡粕屋町花ヶ浦１丁目10番19号
債務者　小林ミサ子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４７３号
福岡市東区土井１丁目９番８号
債務者　大江　武志
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部